

計画策定の基本的な考え方		第7期計画との変更内容や新規項目など
章立て	具合的事業等	
第4章 施策・事業の推進		
重点事項1：さかた健康づくりビジョンの普及推進	(1) がん予防の推進 (2) 生活習慣改善対策の推進 (3) こころの健康づくりの充実 (4) 歯と口腔の健康づくりの充実 (5) 子どもの頃からの健康教育の充実 (6) 生涯を通じた健康づくりの充実	
重点事項2：生きがいづくり・社会参加の推進	(1) 生涯スポーツ施策 (2) 生涯学習・文化芸術施策 (3) 老人クラブ事業 (4) シルバー人材センター補助事業	
重点事項3：多様な生活支援サービスの確保		
1 地域で支え合う体制の整備	(1) 生活支援体制整備事業【 拡充 】 (2) 重層的支援体制整備事業【 新規 】	◆高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネート機能を強化する旨を記載（P32） ◆社会福祉法の改正に伴う、市町村の包括的な支援体制の構築について記載（P32）
2 高齢者への生活支援	(1) 緊急通報システム運営事業 (2) 災害時要援護者避難支援事業 (3) 老人施設入所援護事業 (4) やさしい生活支援事業 (5) 軽度生活援助事業 (6) やさしいまちづくり除雪援助事業 (7) ほっとふくし券事業（介護用品除く） (8) 飛島高齢者介護サービス支援事業	
3 家族介護者への支援	(1) 家族介護者支援事業 (2) 住宅改修支援事業 (3) 介護相談員派遣事業	
重点事項4：医療との連携強化	(1) 在宅医療・介護連携推進事業	◆看取りに対する取組を継続していく旨を記載（P39）
重点事項5：自立支援・介護予防の推進		
1 介護予防事業の充実	(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 介護予防ケアマネジメント事業 (3) 一般介護予防事業 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【 新規 】 (5) 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業	■自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組目標①（通いの場）を記載（P43） ・住民運営等の通いの場に参加する高齢者の割合について、国の目標を勘案して目標を設定（P43） ・サービス利用者数や住民運営団体数を記載（P43、P71） ◆高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネート機能と介護予防ボランティアポイント事業の連携強化を記載（P32、P43） ◆高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施について記載（P43～44）
2 地域包括支援センターの体制強化	(1) 総合相談事業 (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (3) 地域包括支援センター運営協議会等開催事業	◆地域包括支援センターの体制強化策及び再編等も見据えた今後のあり方を記載（P45、P63）
3 多職種連携による地域ケア会議の実施	(1) 地域ケア会議推進事業	

計画策定の基本的な考え方		第7期計画との変更内容や新規項目など
章立て	具合的事業等	
重点事項6：認知症施策の推進	(1) 認知症総合支援事業	<p>■自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組目標②（認知症施策）を記載（P48～50）</p> <p>◆本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）を検討する旨を記載（P48）</p> <p>◆地域での見守り活動を推進するため「見守りツール（スマートフォンQRコード読み取り）」を導入する旨を記載（P49）</p>
重点事項7：高齢者の権利擁護の推進	(1) 権利擁護事業 (2) 成年後見制度利用支援事業	
重点事項8：介護給付費等適正化事業	(1) 要介護認定の適正化 (2) ケアプラン点検 (3) 住宅改修等の点検 (4) 総覧点検・医療情報との突合 (5) 地域密着型サービス事業所に対する指導 (6) 介護サービス情報の公表 (7) 保険料の収納対策	<p>■自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組目標③（介護給付費適正化）を記載（P53～55）</p>
重点事項9：介護サービス基盤の整備		<p>◆第8期計画では施設サービスに係る新たな整備を行わない旨を記載、介護療養型医療施設が令和5年度末までに介護医療院等へ移行される旨を継続記載（P56～57）</p> <p>◆第8期計画では通所介護施設を原則指定しない旨を記載（P57）</p> <p>◆第8期計画では地域密着型サービスの整備を行わない旨を記載（P58）</p> <p>◆有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の設置者に、多様なサービス提供や有料老人ホーム等単独で生活が完結できるよう強く要請していく旨を記載（P60）</p>
重点事項10：災害・感染症に対する備え	(1) 災害に対する備え【新規】 (2) 感染症に対する備え【新規】	<p>◆地域防災計画に基づく要配慮者利用施設となった施設等に対して避難確保計画作成を促す旨、災害にあっても、サービス提供を継続できる体制を構築する必要があるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」の作成を促す旨を記載（P61）</p> <p>◆介護施設の所在地を明記した地図に、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水予測域の情報を加えた簡易版ハザードマップを作成し、施設等に周知する旨を記載（P61）</p> <p>◆介護施設事業等に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、人員不足となった施設等に介護職員を派遣する「山形県福祉事業所介護職員等相互派遣ネットワーク事業」の円滑な利用をサポートする旨を記載（P61）</p> <p>◆入所系介護施設等において、新型コロナウイルス感染症者等が発生した場合に、緊急的に必要となる衛生用品を迅速に供給（配布）できるよう、市で衛生用品を備蓄する旨を記載（P61）</p>
重点事項11：介護人材確保及び業務効率化の取組の強化		<p>◆県と連携し、県内の介護現場における業務仕分けや介護ロボット導入等の取り組みについて情報の交換や共有化を図り、本市の介護現場にその取り組みを周知し促していく旨を記載（P62）</p> <p>◆介護仕事の魅力について、定期的な広報での周知や学校、地域への出前講座など様々な周知手段を活用し発信していく旨を記載（P62）</p>